

今回実施しようとしている（あるいは実施中の）再エネ発電設備の出力規模

50kW未満

50kW以上

設置場所が、以下の(1)～(3)のいずれかにあてはまる

- (1) その再エネ発電事業を実施するにあたって、関係法(※)に基づく許可等の処分が必要となる区域
(※)森林法、宅地造成及び特定盛土等規制法、宅地造成等規制法、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
- (2) 土砂災害警戒区域その他急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある区域
- (3) 自然環境保全または景観保全を目的として条例により指定された区域

※詳細は、それぞれの法令等を管轄する県・市の窓口へお尋ねください
→「再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続きの相談窓口について」

いいえ

はい

以下の(ア)と(イ)の両方にあてはまる

- (ア) 密接関係者（資本関係等）の再エネ発電設備が、敷地境界線からの水平距離100m以内にある
- (イ) (ア)の出力規模と今回実施する再エネ発電設備の出力規模が、合計50kW以上である

はい

いいえ

事前周知措置

(市町村への相談は不要です)

住民説明会

- 《説明対象者》
- ①設置場所から100m以内にお住まいの方
 - ②設置場所に隣接する土地と其上にある建物の所有者
 - ③市町村に事前相談した際、説明対象とするように回答があった方

市町村の担当窓口へ
ご相談ください

いいえ

はい

環境影響評価法の対象である

- (例) 太陽光発電の場合
- 出力40,000kW以上の太陽光発電所の設置工事
 - 出力40,000kW以上の発電設備の新設を伴う変更工事

※詳細は、環境影響評価法施行令の別表第1をご確認ください

住民説明会

- 《説明対象者》
- ①設置場所から300m以内にお住まいの方
 - ②設置場所に隣接する土地と其上にある建物の所有者
 - ③市町村に事前相談した際、説明対象とするように回答があった方

市町村の担当窓口へ
ご相談ください

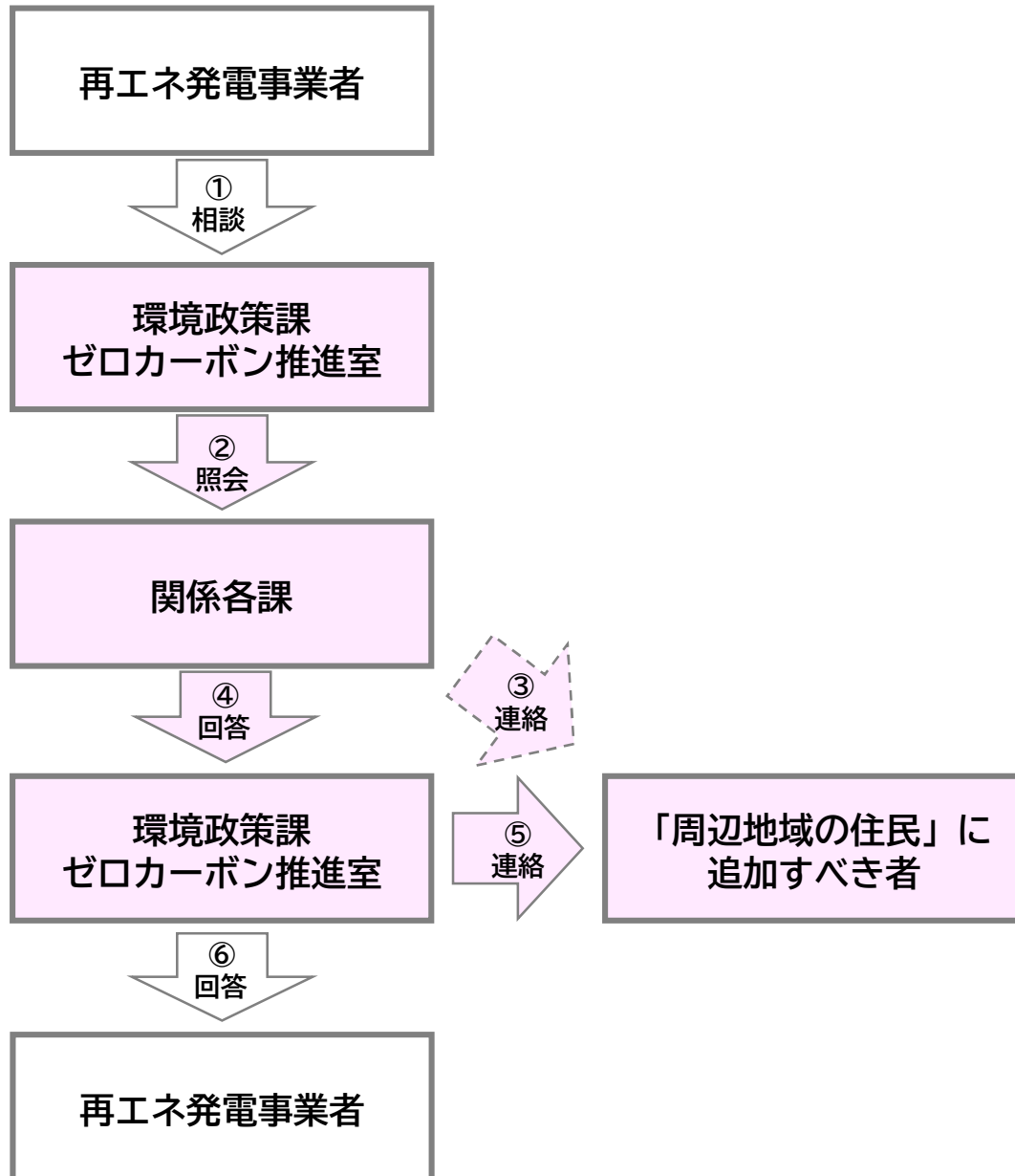
住民説明会

- 《説明対象者》
- ①設置場所から1km以内にお住まいの方
 - ②設置場所に隣接する土地と其上にある建物の所有者
 - ③市町村に事前相談した際、説明対象とするように回答があった方

市町村の担当窓口へ
ご相談ください

再エネ特措法に基づく相談に関する宮崎市の対応フロー

令和6年4月
宮崎市環境政策課 作成



提出資料が提出された後、市における審査は概ね1か月ほどを要します。

発電設備の規模・内容等によっては、それ以上の時間を要することも想定されますので、相談にあたっては、十分な時間の確保をお願いいたします。